

令和7年度

起業・創業支援事業補助金

事業概要

計画的な起業・創業を実施する方に対して、補助金を交付します。比較的小規模な創業に適した支援制度です。

※R5年度より第二創業も補助対象に拡充しました。

募集期間

随時（ただし、予算が無くなり次第終了となります）

対象者となる条件

- 市内に居住し（起業・創業とともに移住する場合を含みます。）、市内で起業・創業する方
- 商工会等が主催する創業塾、あるいは経営指導等を受講し、終了していること
- 市税の滞納がないこと
- （第二創業に限る）市内に主たる事業所（本社、本店等）を有している個人又は法人が、市内で第二創業を行うこと

補助金の対象となる取り組み

次のすべてに該当する創業が対象となります。

- 創業する事業が農業、易断所、病院などの業種に該当しないこと（詳しくはお問い合わせください）
- 市内に主たる事業所をおくこと
- 中小企業基本法に定める中小企業者に該当する会社または個人として事業を開始すること。ただし産業の活性化に資するものとして認められる場合は他形態の法人等でも可とします。
- （第二創業に限る）現在の事業と日本標準産業分類の中分類以上が異なる業種の事業を新たに営むこと

補助対象となる費用と補助額

創業にかかる経費のうち、以下のものが補助対象費用となります。

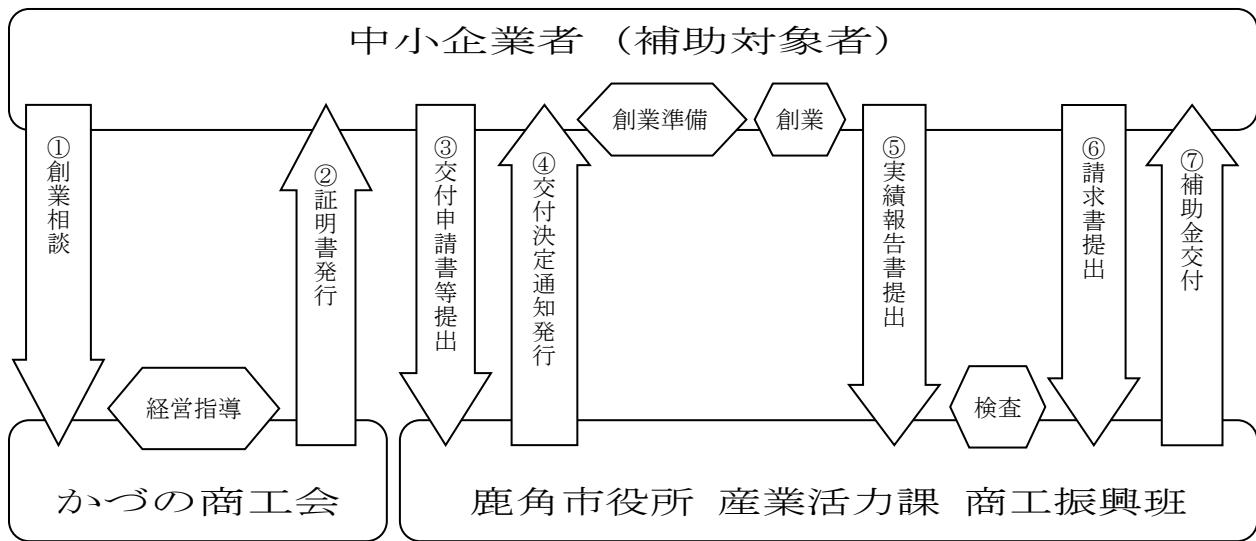
補助割合は、補助対象費用の2分の1以内、補助上限額は50万円（鹿角市に移住して3年未満の方は10万円、鹿角市商店街空き店舗バンクに登録されている物件を活用した場合は20万円を補助上限額にプラス）です。

第二創業については、補助対象費用の2分の1以内、補助上限額10万円です。

補助対象費用	内訳
事業拠点費	電気設備、店舗等の内装工事・看板等構築物費、その他事業所の設置に要する経費（土地・建物の取得及び造成に係るものや換価可能などを除く。）
商品化促進費	事業開始時における原材料費、試作品製作に要する経費
宣伝広告費	事業開始時における新聞広告、チラシ製作・配布、その他宣伝広告に必要とする経費
法人登記費	法人設立時の登記に要する経費

交付までの流れ

市からの交付決定が出るまで、事業着手（契約や発注等、費用の発生につながる具体的な取り組み）はできませんのでご注意ください。



提出書類（上図の番号と連動）

- ③ 交付申請書、事業計画書、事業計画概要書、事業計画内容説明書、
収支予算書、指導証明書、見積書、市税の滞納がない証明書
- ⑤ 実績報告書、起業・創業報告書、収支決算書、領収書
- ⑥ 請求書

その他

予算の関係上、全てのご要望にお応えすることが出来ない場合がありますのでご注意ください。

日程に余裕を持って準備を進め、事業計画や予算などの詳細について、お早めにご連絡くださいますようお願いします。

お問い合わせ・申請書類提出先

〒018-5292

鹿角市花輪字荒田4-1

鹿角市役所 産業部産業活力課 商工振興班

TEL : 0186-30-0250

FAX : 0186-30-1515

URL : <http://www.city.kazuno.akita.jp>

各種様式は市HPからダウンロードできます。